

# カガヤキ

No.40(2018.7.15 刊行)、広報委員会編集

茨城県立図書館発行

禁複製転載©広報委員会

## 県立図書館の現状と課題

茨城県立図書館館長 遅塚吉尋

同主査兼普及課長 大槻晋吾

「いつでも、どこでも、誰でも」利用できるという公立図書館の基本理念を実現するために、県立図書館は、県民に身近な市町村立図書館が行うサービスを様々な形で支援し、県内全体の図書館サービスの向上を図っている。

主なサービスとしてふたつある。ひとつは、「相互貸借」である。これは、必要な資料が最寄りの図書館にない場合、図書館情報ネットワークを通じて蔵書検索をして、県立図書館をはじめ市町村立図書館があれば取り寄せることができるというサービスのことである。ふたつ目は、「遠隔地返却サービス」と言って県立図書館で借りた資料であっても、最寄りの図書館に返却することができるサービスである。

現在、県立図書館では、ここ数年、来館者数が減少傾向にあるため、さらなる利便性の向上を目指し、新しいサービスを検討している。

図書館は、単に本を貸し出すだけではなく、社会を見通した上で資料を揃えるとともに、資料や情報の探し方の案内や調べ物の相談などのレファレンス機能の充実や社会教育施設として子供から高齢者まで、読書環境の整備や読書活動の推進をしていかなければならない。

また、普及課としても、県立図書館の役割や機能を知らせるために啓発事業を企画・実施していかなくてはならない。そこで、教育関係でH24年度よりスタートした学校図書館支援事業については、今年度で全市町村よりモデル校が出そろうということでブラッシュアップの意味も兼ねての研修内容に取り組むなど既存の事業の見直し・充実を図る。また、新規事業として、「英語で読み聞かせ」の実施、「親子で学ぼう！読書感想文の書き方のコツ・理科自由研究のヒント」の実施（募集各150名のところ約2倍の申込み有り）、秋には「図書館に泊まろう」（仮称）などを予定している。

最後に、県立図書館は、図書の貸し出しの他に、県民に役立つ情報の提供や社会教育施設として「学び合い、支え合い、高め合う」ことに役立てられる情報の拠点を意識して行かなければならないと考えている。

## 特集 私のボランティア体験

### 分身の働き含めボランティア 30年

広報グループ 桜井 淳

人生におけるまったくの偶然から、水戸市に転入して40年。そのうちの37年間は、仕事のみで、地域に溶け込むことは、まったくなかった。

茨城県立図書館については、存在は認識していたものの、自宅から約2kmの距離にあるにもかかわらず、利用したことは、一度もなかった。と言うのは、仕事先(原研安全性試験研究センターに約四半世紀と東大大学院総合文化研究科5年間・人文社会系研究科に5年間)には、立派な図書館があり、国内外の必要な文献は、何不自由なく入手できたからである。

ところが状況が一変した。2011年3月11日に東日本大震災(福島事故含む)が発生し、震災にかかわる多くの書籍が出版されるようになった。すでに、数千冊にも及ぶか？ 県立図書館の新刊コーナーにも、そのような書籍が、多く並ぶようになった。2週間に一度の割合で、それらすべてに目を通し、熟読したいものだけ借り出した。そのようなことを2年間くり返し、震災と防災にかかわる新しい情報に接することができた。その結果、7年間に、論文85編と著書15冊をまとめることができた。

仕事先で、図書館とは、どのような役割を果たし、どのような人達が、どのような作業をしているのかについては、認識していた。まったくの偶然から、県立図書館で

は、ボランティア(語源はラテン語のボランティアで「自主参加」の意、ボランティアすることをボランタス)を募集していることを知った。県立図書館から恩恵を受けるだけでなく、多少なりとも貢献したいという考えがあったことは、否めないが、それよりも、兼職の茨城新聞社客員論説委員として社説を執筆するために、県立図書館とボランティアの相互メカニズムを把握したいという意識の方が強かった。ボランティアとなりまる3年が経過した(H27-29年度)。

「比較ボランティア論」の蓄積のため、水戸キリストの教会、水戸芸術館、茨城県近代美術館の事業内容とボランティアについても定点観測も実施している。

ボランティアとして編集した通信紙は、No.25-40であり、「投稿規定」を設けるなど、独創性・文章論・情報価値の視点から、質的向上を図ってきた(特に良いと位置づけられるのは、No.27, 30, 31, 33, 38, 39, 40)。

ボランティアになった直後、強い問題意識があったわけではなく、まったくの偶然から、県立図書館HPの「文献検索」機能に、自身の氏名を入力してみた。当時、単著33冊のうち、23冊が閲覧できるようになっていた。その数は、ひとりの研究者の単著数としては、絶対数でも、採用割合(約70%)からも、驚くほど高い数字である。

研究者にとって、著書は、「分身」、「子供」に等しく、最初の著書から約30年間、県立図書館で、私の「分身」、「子供」が、昼夜一生懸命働いていたことを初めて知った。日本の代表的な大学や研究機関などの図書館についても、同様の検索を

したところ、少ないところで10冊、普通、20冊は、閲覧できるようになっている。そのことを認識した時、過去約30年間、無意識のうちに、社会貢献(あえてボランティアと位置づけたい)していたことに気づいた。社会的責任を果たしているため、その時点で、県立図書館のボランティアを辞めようと決意した。しかし、すぐにはなく、頭に描いた理想的な通信紙(日本でもトップクラスに位置づけられる内容)が実現するまでは、そのまま、続けたい。

今後、自身の心を磨くため、謙虚な気持ちで、あらゆる分野のボランティア活動に対応できるようにしたい。ボランティアとは、自身の心を磨き、徳を積むための仏教学における六波羅蜜(「波羅蜜」は、古代サンスクリット語の「パーラミター」の同音当て字であり、「彼岸」とか「完成」の意)のひとつの布施波羅蜜と認識している(自身は63歳で出家した曹洞宗禅僧)。

## 特別企画 未来型図書館論

### 未来型図書館の空想

元原研職員 山本俊弘

図書館、それも数百年もの歴史のある大学の図書館ともなると、荘厳な建物の中に立派な装丁の貴重な図書を蔵書として多数所有し、それを誇らしげに展示しているという印象を持つ。そして、図書館とは何かについて単純な言い方をすると、書籍すな

わち知識を収集・整理・分類・保管し、利用者に閲覧させ、貸与する場所、ということになるのでしょうか。渡辺正雄著『科学者とキリスト教: ガリレイから現代まで』(講談社ブルーバックス)によると図書館こそが知の殿堂であり、神授の知識を万人に普及させるという神の意図を具現化させる場所ということになるのでしょう。

しかし、この意味合いが大きく変わりつつあるのが今の図書館である。

今では、書籍の電子化が急速に進んでいる。図書館の蔵書の電子化も随時行われているものと思われる。

電子化を行うことの利点は、まず、書籍を半永久的に保存することができることである。書籍の維持管理は大変である。保管場所の確保、図書館の防災管理、書籍の老朽化対策などが最低限必要となる。古い紙は酸による劣化によって、ひどい場合は、持ち上げようとした瞬間に粉々に崩れてしまうこともあるだろう。しかし、電子化してしまえば、これらが不要となる。大きな図書館でも、もし、全図書を電子化したとしても、小さなUSBメモリに納めることができるのではないだろうか。数百年に及ぶ人類の叡智の集積が手のひらに乗る程度の小さな電子部品に収まってしまうというのはなんとも複雑な心境にさせられる。

電子化のもうひとつの利点は、検索機能にある。たとえば、図書館にある全図書に含まれるaという文字は何個あるかなどは、人間がやればどれだけの日数あるいは年数がかかるかわかりませんが、電子化してしまえば、あっという間に終わる。そして、互いに書籍同士の関連づけもできるようになる。書籍が引用している参考文献に

リンクを貼ることで、書籍間のネットワークを構築することもできる。

そして、さらに大きな利点は、電子化した書籍情報をインターネットに接続させることで、世界的な情報の共有が可能となることである。たとえば、海外の図書館が所有する報告書が読みたいという時は、30年ほど前までは、その図書館に手紙を書き、そして、複写した文献を郵送してもらうという方法が一般的であった。それでは、文書の往復だけで2週間は、かかりますが、今では、机に座りながら一瞬にして文献を手に入れることができる。ネットワークで共有された電子化された情報ならば、図書館の閉館によって利用できないということもない。日本の公立図書館は、年間100日以上閉館しているが、電子図書館ならネットワークシステムがダウンでもしていない限り、365日、24時間利用可能である。

図書館は、さまざまな目的に利用されているが、ここでは、本を読む場所ということに限定して未来型図書館を論じることにする。

旧来型の図書館の利用方法は、図書館にまで足を運び、本を検索して選び、閲覧し、貸与を受け、期限までに再度図書館に出向いて本を返却するという流れであった。全図書が電子化できてしまえば、自宅や職場で閲覧可能で、図書館に出向く必要がなくなる。図書館に通うのが困難な交通弱者には大変ありがたいことである。また、貸出中で読めないということもありません。図書の検索も簡単にできる。アマゾンなどがやっているように関連する別の図書を推薦し、さらに、読者の書評などを表

示することもできる。

図書館は、貯蔵スペースの制約や労力削減のために、寄贈などで入手した図書の多くは、無料で配布するなどして処分している。図書館の蔵書はこれまでに出版された本のごく一部にすぎない。いわゆるロングテールは割愛されている。電子図書館ならロングテールも含めて所蔵できる。そして、自治体ごとに図書館を設置する必要もなくなる。極論すれば、国内にひとつ、それも今の証券取引所（かつては場立ちの喧騒で渦巻いていた）のようにバーチャルなコンピュータがあるだけの図書館があれば足りる。しかし、電子化した書籍を誰でも自由に閲覧やダウンロードできるのは、国、自治体、研究機関などが発行する非営利の出版物に限られるのが現状である。

一般の書籍まで電子化するにあたっては著者や出版社の利益を保護する必要がある。この壁を超えなければ、電子図書館はありえないが、それは技術革新によって可能だと考えられる。図書をダウンロードした場合、一定期間後にその図書を利用不能にする技術、また、他の媒体への複写をできなくする技術、などが必要である。図書館は、ダウンロード回数に応じて、出版後の経過日数に応じた料金を出版社に支払う。ある一定期間を経過すれば、以降は無料とする。公立図書館を必ずしも無料にする必要はなく、利用者にも料金を支払ってもらう。書店で販売する場合には、書店に行かなければ買えない以上発行部数も限定されるが、電子化によって多くの読者に読んでもらえるのなら、より安い料金設定も可能である。一冊2000円の書籍でも、電子化によって10倍の読者が獲得でき

ば、印刷や流通の経費がかからないことも考えると 100 円程度でも経営上成立する可能性があるかもしれない。この程度ならば、利用者も公立図書館の利用料金としては(バスや電車で交通費をかけて図書館に行く場合などもあるので)妥当と考えるのではないだろうか。また、電子図書館を公的機関が単独で行う必要はなく、PFI (Private Finance Initiative)による図書館の運営もある。

電子図書館ではないが、PFIによる図書館運営も一部の自治体で始まっている。アマゾンなどでは、著作権の消滅した小説が無料で読めるようになっており、もうすでにその動きは始まっているのかも知れない。すべての利用者は、デジタルコンテンツを利用できる環境を持つことが必要となる。自宅にネットワーク環境がない利用者は、市役所などの公的機関に設置された端末を利用することになるが、これまで図書館に足を運んでいたことを考えると、労力は変わらない。はたして、このような電子図書館は、図書館法の適用対象になるのか否かの検討も必要である。図書館法の適用対象外とするのか、または、図書館法を電子図書館にも適合するように改正する必要があるのかどうかも考える必要がある。

以上、まだまだ考え足りないことが沢山あると思うが、今の図書館が影も形もなくなってしまうような未来型図書館を空想してみた。

## 編集後記

(1)「投稿規定」遵守願い 前回の通信紙

No.39「特集 年次報告」(2018.4.10 刊行)においては、やむをえず、改訂版(2018.5.15 刊行)を刊行しました。理由は、いずれも、メモレベルの原稿であり(文章になっていない)、「投稿規定」(No.31, 2016.9.10 刊行)が遵守されていなかったため、必要不可欠な項目「人工数」を編集補足したためでした。今後、すべてのテーマに対し、「投稿規定」は、遵守していただきたい。

(2)「ボランティア論」の位置づけ 今回、すべてのボランティアグループ担当者に、「ボランティア論」(ボランティア体験や提案などボランティア相互の質的向上に資する内容)についての原稿依頼をしましたが、提出者は、再三催促したものの、ひとりだけでした。まことに残念です。なぜ、「ボランティア論」の蓄積が重要であるのかと言うと、ボランティアは、さまざまな理由から、いつまでも継続することは、できず、その人が退いたからと言って、知識やノウハウが消えるのは、良くなく、貴重な体験から抽出された本質的事項が、次世代の人達にも引き継がれることが好ましいからです。通信紙 No.30 に掲載された上條哲(広報・児童サービス・対面朗読の各ボランティア)「ボランティア活動を続けて 68 年」と題する「ボランティア論」は、素晴らしい内容です。きっかけとかかわり方が具体的に記されており、大変、参考になります。単行本にできるくらいオリジナリティが高く、豊富な内容です。ぜひ、単行本にしていただきたい。できることならば、ボランティア各自が、次世代ボランティアのために、No.30 並みの内容の「ボランティア論」を残していただ

きたい。

(3) 図書館の未来 図書館は、web 時代の必然的影響を被り、大きく変貌を余儀なくされています。どの図書館でも、利用者が大幅に落ち込み(茨城県立図書館では、過去 10 年間、年間利用者数は、約 80 万人から約 40 万人に半減し、貸出図書数も約 80 万冊から約 40 万冊に半減)、従来とは異なった運営法や利用者回復・拡大策が期待されます。茨城県立図書館館長諮問機関から館長への答申には、現象分析のみであり、対策が記されていませんでした。具体的な例を挙げれば、土浦市立図書館は、JR 常磐線土浦駅近くのデパート(アルカス土浦)の中に設置され、買い物客が、ついでに、立ち寄り、閲覧でき、借り出すことができるなど、利用者拡大策として、新たな試みをしており、そのような積極策は、評価でき、全国的な広がりが期待されます。原稿「未来型図書館の空想」の内容は、いまの図書館とコンピュータシステム社会を熟知した理系研究者(国内外の研究機関や大学の図書館の利用経験あり)の発想であり、飛躍でも空想でもなく、かなり現実的な未来図です。記載内容は、大変、良い分析と問題提起です。

(4) 県立図書館 HP との棲み分け 県立図書館 HP には、業務報告事項、行事開催案内、開催報告など、さまざまな情報が掲載されています。ですから、ボランティア通信紙の内容は、それと重複してはならず、完全棲み分けを遵守しなければなりません。通信紙 No.1-24 では、そのような注意が払われておらず、担当の過渡期の No.25, 26 は、ともかく、No.27 以降においては、完全棲み分けを実施しています。

(5) 表現力と内容の相互比較 ボランティア通信紙(No.25 以降)と茨城県広報誌「ひばり」、水戸市広報誌「Mito」の比較を行いました。目的や規模(編集者数、取材分野、予算)が異なるため、単純な比較は、できません。編集力、専門性、表現力、内容において、ボランティア通信紙に関しても、これらと同レベルにしていきたい。

(6) ボランティア「20%の経験則」 広報委員会によるこれまでの図書館側配布資料や独自調査分析に拠れば、茨城県立図書館ボランティアには、「20%の経験則」というものがありました。具体的には、

- ・アンケート回答率 14%(通信紙 No.6)、
- ・研修会過去平均出席率約 20%、
- ・全体会合過去平均出席率約 20%、
- ・通信紙(No.1-24)過去レベル 20%(100 点満点で 20 点)、
- ・通信紙(No.1-24)の過去読者率約 20%(135 人中 30 人弱)、

です。広報委員会による独自調査に拠れば、ボランティアについて、

- ・年齢別人数分布は日本の人口の年齢別人数分布の形に近い(50-60 歳台にピーク)、
- ・年齢別貢献度(貢献度とチェック名簿の個人別チェック回数)の間に、プラスの相関関係があることに着目)は日本の人口の年齢別人数分布の形に近く(50-60 歳台にピーク)、特に、高齢者の貢献度が高いわけではない(これまでの認識とは異なる意外な結果)、

となります。改善した通信紙(No.25 以降)は、レベル 70 点(目標 80 点)、読者率 40%(目標 60%)に引き上げました。

桜井 淳

【補足】担当通信紙

FY	No	HP 掲載	備考
H27	25	○	再発行優先版
H27	26	○	再発行優先版
H27	27	○	モデル版 ボランティア論
H27	28		テスト版
H27	29		テスト版
H28	30	○	モデル版 ボランティア論
H28	31	○	モデル版 投稿規定 掲載までの経緯
H28	32	作成中	データ収集中 特性分析 (多変数解析)
H28	33	○	モデル版 通信紙位置づけ
H28	34	手続中	モデル版 図書館論 ボランティア論
H29	35		テスト版
H29	36	作成中	ボランティア論
H29	37	作成中	ボランティア論
H29	38	○	モデル版 火災避難訓練
H30	39	○	年次報告
H30	40	○	県立図書館現状 ボランティア論 未来図書館論

注 1) 「再発行優先版」とは内容より再発行優先。

注 2) 「モデル版」とは標準化できる良い内容。

注 3) 「テスト版」とは意見を聞くための内容。